

# P T B

Pachinko・Trusty Board

## 定 款

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条（名称）

当法人（以下「本会」という。）は、一般社団法人パチンコ・トラスティ・ボードと称する。ただし、英訳は Pachinko-Trusty Board とし、略称を P T B とする。

#### 第 2 条（主たる事務所の所在地）

本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

#### 第 3 条（目的）

本会は、パチンコホール経営企業が、業務の適正化・健全化を図ることによって、広く社会からの信頼を得ることを目的として、社員相互に協力する会であり、その目的に資するため、次に掲げる事業を行う。

- ( 1 )パチンコホール経営企業その他遊技業界関係者以外の第三者によって評価委員会を設け、パチンコホール経営におけるコンプライアンス及びコーポレートガバナンスを第三者の立場から厳格に評価し、もって社員が広く社会に発展していくことを促し、かつ、社員が株式会社である場合には、その株式公開の実現を支援する事業。
- ( 2 )有識者懇談会を設け、パチンコホール経営企業その他遊技業界が広く社会からの信頼を得るために必要な提案を広く社会に発表し、もって遊技業界の改善・改革を促す事業。
- ( 3 )前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

#### 第 4 条（基金の募集）

本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

#### 第 5 条（公告の方法）

本会の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

#### 第 6 条（基金の抛却）

- 本会の社員は、金 1 0 0 万円以上の基金をそれぞれ抛却しなければならない。
- 2 . 抛却された基金は、基金抛却者と合意した期日までは返還しない。

#### 第7条（基金の返還の手続）

拠出された基金は、返還すべき基金の総額に関する定時社員総会における決議を経た後、理事会の決議に基づき返還する。

## 第2章 社員

#### 第8条（入社）

本会の目的に賛同し、パチンコ産業全体の社会的認知を高めるために行動する者は、本会の社員となる資格を有する。

2. 本会の社員となる資格を有する者は、入社申込誓約書の添付その他の本会所定の様式による申込みをし、社員全員の承認を得ることにより、本会の社員となることができる。

#### 第9条（経費の負担）

社員は、本会の目的を達成するため、それに必要な入会金又は会費その他の経費を支払う義務を負担するものとする。

2. 前項により負担する経費のうち入会金及び会費の額については、社員総会の決議により定めるものとし、その他の経費については、理事会の決議に基づき定めるものとする。

#### 第10条（退社）

社員は、いつでも退社することができる。ただし、6か月前までに予め退社の意思を通知するものとする。

2. 前項の場合のほか、社員は、次に掲げる事由により退社する。
  - (1) 総社員の同意があったとき
  - (2) 自然人の社員が死亡し又は法人の社員が解散したとき
  - (3) 自然人の社員が破産又は民事再生の申立をし、又は受けたとき
  - (4) 法人の社員が破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申立をし、又は受けたとき
  - (5) 基金の拠出を1年6か月間以上怠ったとき
  - (6) 経費の支払を6か月間以上怠ったとき
  - (7) 除名されたとき

#### 第11条（懲罰）

本会の社員が次の各号の一に該当したときは、本会の社員及び理事会が選任する者で構成する懲罰委員会の決議に基づき、事実審査の後、当該社員を懲罰に付すこ

とができる。ただし、当該社員を除名するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成による決議を経なければならない。

- (1) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的若しくは当該社員の入社申込誓約書に反する行為をしたとき
  - (2) 企業倫理に影響を与える重大な法令違反行為をしたとき
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律所定の暴力団その他の反社会的勢力と関係を持つ行為をしたとき
  - (4) 社員としての義務に違反したとき又は社員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項の適用において、本会の社員が法人である場合に、当該社員の代表者若しくはその他の役員又は当該社員が株式会社であるときにおいて主要な株主(発行済株式総数の5%を超える株式を有する者をいう。)が同項第2号又は第3号に該当したときも同様とする。
3. 懲罰委員会の組織及び決議の方法その他関連する事項については、理事会の決議により定めるものとする。

#### 第12条(社員名簿)

本会は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

#### 第13条(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

社員の氏名又は名称及び住所は、次に掲げるとおりとする。

愛知県豊橋市藤沢町83番地

ダイエー観光株式会社

東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号

株式会社ダイナム

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿アイランドタワー

株式会社T&T

福島県郡山市方八町一丁目1番39号

株式会社ニラク

### 第3章 社員総会

#### 第14条(社員総会)

本会の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年5月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

2. 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令(以下「法令」という。)又はこの定款に定めた事項及び本会の運営に関する事項を決

議することができる。

#### 第15条（招集）

社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。

2. 総社員の5分の1以上の社員から、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を提出して社員総会の招集の請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内の日を社員総会の日とする社員総会を招集しなければならない。

#### 第16条（招集通知）

社員総会を招集するには、当該社員総会の日から1週間前までに、各社員に対してその通知を発しなければならない。

#### 第17条（決議の方法等）

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2. 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、当該代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。当該代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

#### 第18条（議決権）

社員が有する議決権は、各社員が拠出する基金の額に従い、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該基金の額が金100万円から金200万円までの場合は1個
- (2) 当該基金の額が金200万円を超え金400万円までの場合は2個
- (3) 当該基金の額が金400万円を超え金600万円までの場合は3個
- (4) 当該基金の額が金600万円を超え金800万円までの場合は4個
- (5) 当該基金の額が金800万円を超える場合は5個

#### 第19条（議長）

社員総会の議長は、当該社員総会において選任する。

#### 第20条（議事録）

社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事が、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 理事、監事及び理事会

#### 第21条（員数）

本会には、7人以内の理事及び3人以内の監事を置く。ただし、理事は、本会の業務に係わる関係者のうち理事会の推薦があったもの及び社員（社員が法人である場合には、当該法人の代表者又は代表者が予め指名した者）の中から選任する。

#### 第22条（任期）

理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、最初の理事及び監事の任期は、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
3. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

#### 第23条（理事会）

本会には、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事で組織する。
3. 理事会は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 本会の業務執行に関する決定
  - (2) 理事の職務執行に関する監督
  - (3) 代表理事の選定及び解職

#### 第23条の2（代表理事及び副代表理事）

本会には、代表理事1人を置く。

2. 代表理事は、理事会が理事の中から選定する。
3. 代表理事は、本会を代表し、本会の業務を総理する。
4. 理事会は、代表理事を補佐する者として、1人又は複数人の副代表理事を置くことができる。

#### 第23条の3（理事会の招集手続及び議長）

理事会は、代表理事が招集し、議長となる。

2. 代表理事に事故がある場合は、予め理事会の決議により定めた副代表理事その他の理事が招集し、議長となる。

#### 第23条の4（理事会の決議）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

#### 第23条の5（理事会の決議の省略）

理事会の決議の目的である事項について理事が提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

#### 第24条（理事及び監事の報酬）

理事及び監事の報酬は、社員総会の決議により定める。

## 第5章 計 算

#### 第25条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 解 散

#### 第26条（解散の事由）

本会は、次に掲げるとおりの事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 法人の合併
- (3) 本会の社員が1人となったとき
- (4) 法人の破産
- (5) 解散を命ずる裁判

2. 前項第1号の決議は、第11条第2項に定めるところにより行わなければならない。

## 第7章 清 算

#### 第27条（清算方法）

本会の解散の場合における法人財産の処分方法は、社員総会の決議によりこれ

を定める。ただし、法令の定めにより、理事又はその選任した者において清算することを妨げない。

#### 第28条（残余財産の帰属）

本会の残余財産の帰属は、社員総会の決議によりこれを定める。

## 第8章 附 則

#### 第29条（最初の事業年度）

本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成17年3月31日までとする。

#### 第30条（最初の理事及び監事）

本会の最初の理事及び監事は、次に掲げるとおりとする。

理事 東京都豊島区高松二丁目4番2号 丸山正博

監事 東京都世田谷区経堂三丁目21番27号 中島基之

#### 第31条（規約又は規程の制定）

法令又はこの定款の定めにかたがたしない事項又はこの定款の定めにより委任を受けた事項について、理事会の決議に基づき、本会の規約又は規程を制定し又は改廃することができる。

#### 第32条（定款に定めのない事項）

この定款、本会の規約及び規程に定めのない事項は、すべて法令によるものとする。

#### 第33条（平成22年5月21日改正後の定款に基づき理事会が招集されるまでの間における理事の選任）

平成22年5月21日改正後のこの定款に基づき理事会が招集されるまでの間において理事を選任する場合には、次に掲げる者を第21条ただし書きの定めに基づき理事会が推薦したものとみなす。

東京都豊島区高松二丁目4番2号 丸山正博

#### 第34条（平成22年5月21日改正後の定款に基づき新たな社員の入社があった場合の措置等）

平成22年5月21日改正後のこの定款に基づき新たな社員の入社があった場合には、当該入社があった後最初に開催される社員総会において、基金の総額を変更する旨の定款変更決議を行わなければならない。ただし、当該社員総会までの間に退社する者があった場合において、当該退社する者と当該新たに入社した社員との

間で基金の拠出に係わる債権が譲渡されるなどして基金の総額を変更する必要がないときは、この限りではない。

2 .平成22年5月21日改正後のこの定款に基づき新たに入社した社員に係る第6条第1項の適用については、当該社員が入社した日から1年6か月を経過する日まで当該拠出義務の履行を猶予するものとする。

平成17年 2月24日制定

平成18年 2月24日改正

同日 施行

平成20年11月12日改正

同日 施行

平成21年11月26日改正

同日 施行

平成21年12月25日改正

同日 施行

平成22年 5月21日改正

同日 施行

平成22年 9月17日改正

同日 施行

平成22年 9月17日改正

平成22年 10月1日施行